

項 目	耐振電球について
1 内容	<p>平成20年7月17日付けで、耐振電球（耐振球）について解釈が示されたが、定格電圧が200Vを超え300V以下の耐振電球が電気用品安全法の対象となるか。</p>
2 回答	<p>当該製品は、電気用品安全法施行令別表第二 九（8）白熱電球に該当するものであり、定格電圧が100V以上300V以下のものについては、電気用品安全法の対象になります。</p>